

財政制度等審議会

財政制度分科会

海外調査報告書

平成 26 年 7 月



# 財政制度等審議会 財政制度分科会 海外調査報告書

財政制度等審議会財政制度分科会は、主要国先進国の財政健全化策の現状、社会保障制度の財源とその推移、及び予算編成に係る制度とその変遷につき実地調査を行うため、今般、下記のとおり海外調査を実施した。

本報告は、この調査結果を取りまとめたものである。

## 記

### 1. 欧州①

- 出張委員：赤井伸郎委員
- 日 程：平成 26 年 2 月 16 日～2 月 22 日
- 訪問先  
フランス：経済財政省、保健省  
経済協力開発機構（OECD）（※OECD は、事務局のみで対応）  
スウェーデン：財務省、財政政策委員会、経済分析庁（NIER）、社会省

### 2. 欧州②

- 出張委員：土居丈朗委員
- 日 程：平成 26 年 2 月 25 日～3 月 1 日
- 訪問先  
英 国：財務省、予算責任庁（OBR）、財政問題研究所ほか  
ベルギー：欧州委員会経済財政総局ほか

### 3. 欧州③

- 出張委員：田近栄治委員
- 日 程：平成 26 年 3 月 2 日～3 月 8 日
- 訪問先  
ドイツ：連邦財務省、マックス・プランク研究所（社会法・社会政策、税財政）ほか  
イタリア：伊・中央銀行、議会予算局、経済財政省国家総局（Tesoro）、国家会計総局

### 4. 北米

- 出張委員：井伊雅子委員
- 日 程：平成 26 年 3 月 3 日～3 月 9 日
- 訪問先  
カナダ：財務省、国家財政委員会事務局（TBS）、議会予算局（PBO）、保健省  
米 国：大統領府行政管理予算局（OMB）、議会予算局（CBO）ほか  
国際通貨基金（IMF）



# 目 次

## ○ はじめに

## ○ 各国調査報告

|      |        |     |
|------|--------|-----|
| I    | 米国     | 1   |
| II   | カナダ    | 25  |
| III  | 英国     | 45  |
| IV   | EU     | 65  |
| V    | ドイツ    | 81  |
| VI   | イタリア   | 103 |
| VII  | フランス   | 121 |
| VIII | スウェーデン | 141 |

## ○ おわりに



## はじめに

主要先進国においては、2008 年秋に発生した世界的な経済金融危機（いわゆるリーマン・ショック）以降、景気回復策としての財政出動により一時的に財政赤字が拡大したが、その後の景気回復の中で悪化した財政の健全化が重要視された。各国政府は、2010 年6月の G20 トロント・サミットにおいて 2013 年までに少なくとも赤字を半減させ、2016 年までに政府債務の対 GDP 比を安定化または低下させる財政計画にコミットし、昨年9月の G20 サンクトペテルブルク・サミットにおいては財政計画に関する報告を行う等、内外において財政健全化にコミットし、歳入・歳出両面から財政健全化に取り組んでいる。

そこで、北米・欧州で実施されている財政健全化策の現状として、歳出削減策と歳入増加策の実態、財政健全化に成功した理由又はうまくいかない理由、及び財政健全化策の経済・国民生活への影響等について調査を実施することとした。

また、我が国同様、高齢化が進展する主要先進国における社会保障制度に関し、個別の制度における財源構成及び各制度の財政に与える影響について調査を実施することとした。さらに、予算編成に係る制度とその変遷についても調査することとした。

なお、本報告書の文中の意見にわたる部分については、個人的な見解も含まれており、必ずしも各国当局等の公式な見解等ではない場合があることを申し添える。